

## ○周南市合流式下水道緊急改善事業事後評価アドバイザー会議設置要綱

(平成 27 年 4 月 23 日制定)

(設置)

第 1 条 社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（平成 22 年 4 月 1 日国都下企第 65 号、国都下事第 536 号、国都下流第 50 号）に基づき、周南市の合流式下水道の改善に関して第三者の意見を聴取し、周南市合流式下水道緊急改善事業の事後評価を行うために、周南市合流式下水道緊急改善事業事後評価アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 アドバイザーは、地域下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者をもって組織し、上下水道事業管理者が任命する。

(任期)

第 3 条 アドバイザーの任期は、任命の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠により任命されたアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、アドバイザーの互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、周南市上下水道局が招集する。

2 会議は、アドバイザーの半数以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席したアドバイザーの過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(所掌事項)

第 6 条 会議においてアドバイザーにより次の事項について意見を聴取する。

(1) 合流式下水道の公共用水域に与える影響

(2) 合流式下水道の改善に向けての基本的考え方

(3) 対象地区の合流式下水道緊急改善計画

(4) 合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング

(5) その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、周南市上下水道局下水道工務課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。